

平成24年度第3回(第210回)仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成25年1月23日(水) 15:15~16:56

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 平成24年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について【資料2】
- ② 平成25年度仙台市国民健康保険事業運営計画について【資料3】
- ③ 平成25年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算について【資料4】
- ④ 仙台市国民健康保険条例の一部改正について【資料5】
- ⑤ 第2期仙台市国民健康保険特定健康診査等実施計画について【資料6】
- ⑥ 国民健康保険料算定方式の見直しについて【資料7】

(2) その他

出席委員(18人)

- 札委員、米沢委員、武川委員、薄委員、佐藤(太)委員、櫻田委員
- 永井委員、青沼委員、長田委員、高橋(將)委員
- 赤間委員(会長)、石川委員(副会長)、鎌田委員、日下委員、高橋(次)委員、渡辺委員
- 宮嶋委員、庄子委員

欠席委員(5人)

大内委員、清水委員、酒井委員、北村委員、加藤委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼徴収対策室長、同課管理係長、同課国民健康保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保健福祉課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保健福祉センター参事兼保険年金課長

《署名委員》

薄委員、高橋(将)委員

《会議経過》

- 欠席者報告
- 新委員報告（平成 25 年 1 月 17 日付けで被保険者を代表する委員 1 名を委嘱）
- 署名委員の指名

【赤間会長（以下会長）】

はじめに、会議の公開にあたりまして傍聴の皆様におかれましては、別紙の遵守事項をお守りいただき円滑な会議の進行について、ご協力を賜りますようお願いいたします。

ここで、議事に入ります前に、前回 12 月の運営協議会の中で、保険料の算定方式見直しについては、十分に時間をかけて議論を尽くすべきであり、当局に対して、今後の進め方を検討するよう求めるということで、皆さんにご承認いただきました。そこで、検討結果について事務局に説明していただきたいと思います。

健康福祉局長。

【健康福祉局長（以下局長）】

前回の運営協議会において保険料の算定方式見直しに関しまして、十分に時間をかけて議論を尽くすべきとのご意見があり、運営協議会の総意として、本市に対して今後の進め方を検討するよう要請を受けたところでございます。その要請を受けまして、本市として慎重に検討いたしました結果、当初、目標としておりました平成 25 年度からの旧ただし書き方式への移行につきましては、見送ることとしたところでございます。

そこで、今後はこの運営協議会において、他都市の先行事例を参考にいただき、経過措置のあり方など円滑な移行に向けてご議論いただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

【会長】

只今、事務局から説明がありましたとおり、旧ただし書き方式への変更については、平成 25 年度からの変更を見送り、引き続き当協議会で議論していくこととなりますが、皆さまよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

○ (1) 協議事項

【会長】

協議事項①の「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について」事務局から説明願います。

保険年金課長。

【保険年金課長（以下課長）】

それでは、「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算について」説明いたします。

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、本件は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項②の「平成 25 年度仙台市国民健康保険事業運営計画について」、協議事項③の「平成 25 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算について」は関連しますので、事務局から一括して説明願います。

保険年金課長。

【課長】

協議事項②「平成 25 年度仙台市国民健康保険事業運営計画について」、協議事項③の「平成 25 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算について」説明いたします。

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

A委員。

【A委員】

収納率向上について説明いただきましたが、収納率は年々上がっていることはこれまでの対策が功を奏していると見て取れるところです。この中で収納の機会を増やすという観点から平成 26 年度からコンビニ収納を実施する予定だと示されておりますが、税金では既に実施されており、国民健康保険も速やかに対応すべきではないかという意見が何度か繰り返されてきたかと思えます。出来るならば平成 25 年度中に、準備も完了し、速やかに実施すべきだと考えますが、その対応と状況をお示しいただきたいと思えます。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

徴収対策室長よりお答え申し上げます。

【会長】

徴収対策室長。

【徴収対策室長（以下室長）】

現状では平成 26 年度の 6 月当初よりコンビニ収納を開始する方向で考えております。今年度の秋から冬にかけて概要がお示しできるようになると思っております。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

補足いたしますと、コンビニ収納を開始するためにはシステム改修を行う必要がございます。その時間が必要なことから、平成25年度に改修を行いまして26年度から開始するという予定を考えております。

【会長】

よろしいですか。他にございませんか。

B委員。

【B委員】

国民健康保険は国民皆保険の基本だと思っています。大事な保険制度で維持をしていかねばならない、そのためには国あるいは仙台市の財政からの負担を求めていくことは大事なことだと思っています。けれども、一方、健全化の立場、たくさんの方から理解をいただくということから言えば、国民健康保険制度の適切、適正な運営、医療給付を促すための努力をしていかなければならないと思います。

前回、協会けんぽから説明がありましたけれども、ジェネリック医薬品や、国民健康保険の適切、適正な利用ということで、柔道整復の説明がございました。ひとつの例だと思いますが遠慮しないで利用していただくことは大事です。ただ、適切に利用していただく努力をしていかななくてはならない。そういう点で今までの努力と成果、また新年度でどのような取り組みをしていくつもりなのかお聞かせ願います。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

ジェネリック医薬品及び医療費の適正化の話がございました。ジェネリック医薬品につきましては、被保険者の理解を深めるため、啓発を行うとともに、ジェネリックカードをお配りいたしまして、使いやすい環境づくりに努めてきたところでございます。協会けんぽではジェネリック医薬品を使うことにより、どの程度のメリットがあるのか、利用した場合の差額を被保険者の方に示しているということでございました。私どももこのあたりにつきまして宮城県の国保連と準備を進めているところです。今後も関係する各機関と相談しながら進めていきたいと考えております。

また、医療費の適正な給付につきましても、過去医療機関で診察した医療費の実績を被保険者の方にお知らせしております。そのうえで正しい医療費が実際に保険者に請求されているのか被保険者の方にも確認していただいておりますが、引き続き適正化に努めて参りたいと考えております。

【会長】

よろしいでしょうか。

C委員。

【C委員】

収納率の関係でお伺いします。わずかずつ、改善傾向にあるということですがけれども、東日本大

震災の影響が数字に出ていないのか、順調に進んでいるということが奇異に感じました。運営計画案の中にも、震災で他都市からの転入、また失業によって被保険者が増加傾向にあるということがあり、いわば分母が大きくなっています。一方で被災して保険料の減免や免除を受ける方々も多くいらっしゃいます。そうすると分母の変動も大きくて、収納率向上策の取り組みが功を奏しただけでなく、分母の変動などによって収納率など上がっているという実態なのか、収納率がわずかずつ改善傾向に進んでいることについて、もう少し詳しく説明していただければと思います。

【会長】

徴収対策室長。

【室長】

平成 22 年度につきましては、(震災のあった平成 23 年 3 月の) 10 期分が震災による納期延長に伴い、23 年度の保険料として扱われることになりまして、その 10 期分が 22 年度の分母から除かれて、収納率にはプラスに作用したことがございます。

また、23 年度につきましては、震災による影響で、例年 6 月からの保険料の賦課が 8 月からとなったことによりまして、過年度の滞納保険料の納付がしやすくなったこと、震災による保険料減免を申請だけでなく職権でおこなったこと(よって分母が減少して収納率にプラスになったこと)、高齢者の方を中心に、震災のために役立ててほしいといった自主納付が行われたことなどにより、プラスの作用したことがございました。

【会長】

C 委員。

【C 委員】

収納率の向上策については、この計画案によりますと 7 月の収納対策本部会議を開いて方針を決定するということですが、その具体的な収納率の目標数値は定める考えなのかお伺いします。

【会長】

徴収対策室長。

【室長】

毎年、本部会議では目標数値を定めておりまして、本年度は 86.00 パーセントという目標数値でございます。

【会長】

C 委員。

【C 委員】

滞納額を累積させないとか滞納世帯を減少させる、そのために本来納入する能力のある方々に対する収納対策を強めるということは是非やっていただきたいと思います。一方で短期証や資格証明書ですが、その発行によって受診を控えようという意識がはたらくということはあってはいけない

と思います。出来ればその方たちにも命を守る、健康を守るといった立場で適切に対応するように要望しておきたいと思います。

【会長】

他にございませんか。

D委員。

【D委員】

収納率が上がってきているということですが、徴収対策室あるいは催告センター等の対策をした中で収納された金額はどの程度なのか、それにかかった費用はどれくらいなのか、費用対効果で考えなければいけないと思いますので、そのことについて聞かせてください。

【会長】

徴収対策室長。

【室長】

費用対効果の例としまして催告センターの場合ですが、昨年11月中旬から3月31日までの4ヵ月半でおおよそ550万円くらいかかっております。既にそれ以上の保険料の回収が終わっておりまして、概ね8倍から9倍程度の効果達成を目指している状況でございます。

【会長】

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項④の「仙台市国民健康保険条例の一部改正について」事務局から説明願います。

保険年金課長。

【課長】

協議事項④の「仙台市国民健康保険条例の一部改正について」説明いたします。

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項⑤「第2期仙台市国民健康保険特定健康診査等実施計画について」事務局から説明願います。

保険年金課長。

【課長】

協議事項⑤「第2期仙台市国民健康保険特定健康診査等実施計画について」説明いたします。
(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。
E委員。

【E委員】

今までの説明に加えて、仮設に入っている方がまだいらっしゃることで、一人暮らしの方が増えていることで、生活不活発病ということが問題になっています。そういった観点からも企画などを検討していただきたいと思います。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

本日は国民健康保険の特定健診ということで、被保険者の方の健診についてのお話をさせていただきました。仙台市の健康づくりといった観点から、ご意見の趣旨を踏まえ関係各課と検討して参りたいと思います。

【会長】

その他にございませんか。
F委員。

【F委員】

特定健診の受診実績をみますと国の65パーセントという目標設定には、残念ながらまったく届かず、平成23年度は目標の58パーセントに対して44.3パーセントに留まっています。震災のこともありますが、その前年度も実は年々下がってきているのが現状です。それから表5の特定健康診査は政令指定都市では1位ということですが、特定保健指導のほうは14位となっています。これは、国の目標が高かったのか、仙台市で特定保健指導が増えない要因については今後調査検討していくということですが、現時点で考えられる要因があればお示しいただければと思います。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

我々も制度の啓発、勧奨を行っていますが、なかなか特定保健指導を受けるという事が浸透していないことがひとつの原因としてあるかと思えます。もうひとつはやはり、受ける方にとりましては、働き盛りの方も多く、時間を確保することが難しいということもあるのではないかと考えております。それを踏まえ、これまで制度を知ってもらおうという啓発の意識が多かったのですが、今

後は、どうして受けないのか、どうすれば受けやすくなるのかといったことを指導を受けられる方の立場に立って調査を行い、少しでも向上させたいと考えております。

【会長】

健康福祉局長。

【局長】

国が特定健診、特定保健指導という制度を平成 20 年度からはじめましたが、目標値の取り方は初年度は 40 ポイント、それから 6 ポイントずつあげております。20 年度より前が、全国の受診率が 20 パーセント前後で、高いところは 40 パーセントでしたけれども、仙台市は最初から高く、今回の特定健診に移行してからも高い水準を維持しております。

それから、保健指導ですが、我々もなぜ仙台市がこんなに相対的に低いのか調査はしていますが、原因の分析はなかなか難しいです。他都市を見ますと、特定保健指導の対象となった方々が比較的多いところは実施率が低く、対象者が少ない都市は実施率が高い。場合によっては、対象者が少ないところは働きかけを集中的にやり実施率はあがって、対象者が多いところはなかなか効果が出ないということで、特にトップの福岡市など、具体的な施策など調査させていただいて、今後保健指導実施率を引き上げるような取り組みを検討させていただきたいと考えております。

【会長】

F 委員。

【F 委員】

今後の方針に関わることでありますが、委員からも、行政から対象者の方にできるだけのアプローチをしっかりとってほしいというご提案がありました。国民健康保険に入っているのは自営業の方や企業にいても正社員でないことが多く、商売を優先してしまうことになりますので、自営業の方々に対する働きかけの工夫が必要だと思えます。企業、事業所で働いている方々は本来社会保険で受けられるところを国民健康保険になっている場合もあるのではないかと。そうすると企業、事業所に対しては受診できる条件、時間を確保してもらうなど、企業の協力も今後は方針の中に加える検討も必要ではないかと思えますので、今後方針作りにその辺も加味していただくよう要望しておきたいと思えます。

【会長】

要望ということですね。その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項⑥「国民健康保険料算定方式の見直しについて」を説明願います。

保険年金課長。

【課長】

協議事項⑥「国民健康保険料算定方式の見直しについて」説明いたします。

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。
G委員。

【G委員】

平均世帯の事例を挙げ、4人世帯給与収入300万という場合で、各自治体の例を分かりやすい表にさせていただきましたが、仙台市の国民健康保険の被保険者に対して、平均世帯4人家族というのがどれほど当てはまりますか。実際のところ、世帯人員数に応じて激変緩和という特徴を捉えて示すという考え方からすれば、それぞれの世帯がどれくらいで、影響を受ける方々がどれくらい懸念されるのかということ判断しなければいけない問題だと思いますので、仙台市の被保険者の状況によりマッチした制度設定のあり方ということを検討するに値するような資料をなお整えていただきたいと思います。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

仙台市の世帯人数別の構成で申しますと、一人世帯、二人世帯が非常に多く、合わせまして約8割を占めます。4人世帯というのは少子化ということもあるのかもしれませんが、全体に占める割合としては全市で4パーセント前後で、割合としては少ないということもございますけれども、なるべく各世帯ともに影響が少なく、円滑に移行出来るように緩和措置については設定したいと考えているところでございます。

【会長】

健康福祉局長。

【局長】

世帯の割合にだけ着目しますと300万で4人世帯というのは少ないと思われるかもしれませんが、ただ、総収入に対する保険料の割合を考慮しないと、納められない保険料を賦課しても制度として成り立ちませんので、そうした方々には緩和措置は強くやっていく必要があるだろうと考えております。

【会長】

この際、私の方から事務局に申し上げておきますが、いま各委員からお話があったとおり、先行都市の事例等と比較できるものは出来る範囲で極力お示しいただくように、よろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、よろしいですね。

〔異議なし〕の声あり〕

それでは、異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

○(2) その他

【会長】

続きまして、(2) その他に入ります。

事務局から何かございますか。

保険年金課長。

【課長】

特にございません。

【会長】

委員の皆さんからは何がございませうか。

H委員。

【H委員】

確認させていただきたいのですが、費用対効果という点で徴収対策の話がありました。費用をかけるかけないという部分のひとつに、保険証の送付の問題について市民の方からご要望を賜っております。現在は2人分が1つの封書で送られており、先ほど説明のとおり世帯のバランスから言うとそれで大方が完了しますが、残りの方々にもそのような送付のあり方が望ましいかという点、人数の多い世帯については手作業を行う部分と、2通にして送る部分があるということで、一世帯あたり2通送るところは、送料が無駄ではないかという意見があります。全体のバランス、事故を防ぐという観点でやむを得ない措置であると以前、説明を受けたところですが、なお、より適正なあり方をご検討いただき、せめて疑問に思われている市民に対しては市政だより等で現状についてお示しいただくことも必要かと思いましたので、確認させていただきたいと思います。

もう一点、被災者を支援するという点で制度の中身、負担のあり方は違いますけれども、国民健康保険の被災者の一部負担金免除制度は3月まで続いている状況であります。議会においては国に対する要望として意見書を12月議会で採択しました。国民健康保険に留まらず、被災地への支援のあり方につきまして、しっかり継続して減免のあり方を考えて支援を進めていただきたいと思います。このあたりについて現時点で情報等あればお示しいただきたいと思います。

【会長】

健康福祉局長。

【局長】

一点目の保険証の発送につきましては事故防止ということがありますので、費用対効果だけでなく、様々な観点から検討しなければいけないと思いますので少しお時間をいただきたいと思います。

それから一部負担金の免除につきましては、議会でもそうした動きがあったことを承知しており

ますし、我々といたしましても被災地において、なお負担がないよう 10 分の 10 の国庫負担を求めているところでございます。今のところ国からの動きは何もない状況でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。

その他、皆さんのほうからございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○閉会


【会長】

それでは、以上を持ちまして、本日の運営協議会は閉会といたします。


委員の皆様にはご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成 26 年 11 月 14 日

会長

赤間 次彦 

署名委員

薄 紀子 

署名委員

高橋 将喜 